

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（案）に対する意見募集について

1 経緯

児童が長期にわたり入所又は通所する施設について、児童の安全の確保を図るため児童福祉法の改正に伴い、各児童福祉施設、障害児通所支援事業所及び障害児入所施設（以下「児童福祉施設等」という。）について児童の安全の確保に関する計画（「安全計画」）の策定に係る規定を新設することとされました。

また、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正が行われました。

さらに、民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「懲戒権」に関する規定の削除がされました。

これに併せて、厚生労働省令である「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」及び「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等」という。）が改正されたことから、当該省令を基準としている「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（以下「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等」という。）の一部改正を行う必要があります。

2 条例改正案の概要

児童福祉法の規定により、児童福祉施設等の設備及び運営の基準については、厚生労働省令で定める基準に基づき、都道府県及び市町村において条例で定めることとされています。

このため、次のとおり沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正を検討しています。

- （1）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に合わせて、本条例においても同様に、各児童福祉施設等について「安全計画」を策定することを義務付ける規定を新設する。

(2) 改正省令により 2 点を義務付ける。

① 児童福祉施設等での園外活動等のために自動車を運行する場合、自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により所在を確認すること

② 自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて所在確認すること

(3) 民法等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、本条例においても同様に「懲戒権」に関する規定の削除を行うこととする。